

## 令和7年度 富岡地域医療企業団の人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2第3項及び富岡地域医療企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、人事行政の運営等の状況について次のように公表します。

### 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員の入退職及び職員数の状況

区分	R6. 4. 1職員数	期間内退職者	期間内入職者	R7. 4. 1職員数
		R6. 4. 2～R7. 4. 1	R6. 4. 2～R7. 4. 1	
医師	62人	12人	11人	61人
看護職	386人	15人	15人	386人
医療技術職	162人	4人	6人	164人
事務職	60人	3人	1人	58人
労務職	1人	0人	0人	1人
所属計	671人	34人	33人	670人

※職員数は、一般職の正職員数であり、休職者を含み、再任用及び会計年度任用職員は含みません。

※看護職は、助産師、保健師、看護師、准看護師の合計です。

※医療技術職は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師、視能訓練士、臨床心理士の合計です。

#### (2) 再任用の状況（令和7年4月1日時点）

区分	医師	看護職	医療技術職	事務職	労務職	合計
再任用職員数	0人	8人	0人	0人	1人	9人

※再任用とは、地方公務員法の規定に基づいて、当企業団を定年退職又は60歳以降退職した職員を、以前の勤務実績に基づいて期間を定めて再び当企業団に採用できるという制度です。

勤務形態は、週15時間30分～31時間の短時間勤務を採用しています。

#### (3) 年齢別職員構成（令和7年4月1日時点）

区分	医師	看護職	医療技術職	事務職	労務職	合計
～25歳	0人	46人	12人	2人	0人	60人
26～30歳	6人	36人	12人	2人	0人	56人
31～35歳	10人	48人	31人	3人	0人	92人
36～40歳	3人	63人	37人	7人	0人	110人
41～45歳	9人	66人	30人	8人	0人	113人
46～50歳	7人	54人	18人	19人	0人	98人
51～55歳	9人	47人	20人	11人	0人	87人
56～60歳	6人	26人	4人	6人	1人	43人
61歳～	11人	0人	0人	0人	0人	11人
職種計	61人	386人	164人	58人	1人	670人

## 2. 職員の人事考課の状況

職員の人事考課制度は、職員の能力や実績を適正に考課することで、人材育成に活用することを目的としています。また、考課の過程において、組織内の意識の共有化や組織力の向上などにも寄与するものです。

考課方法は、能力考課と業績考課の2つの要素で絶対評価により考課します。

考課は年1回。対象期間は4月1日～翌年3月31日。

## 3. 職員の給与の状況

### (1) 職員給与費の状況

#### ア 決算（令和6年度）

事業区分	総費用 (A)	職員給与費 (B)	職員給与比率 (B/A)
病院事業	千円 11,672,787	千円 7,264,889	% 62.2

#### イ 予算（令和7年度給与費）

事業区分	給料	職員手当	その他(引当金等)	合計
病院事業	千円 3,607,270	千円 2,034,330	千円 1,835,080	千円 7,476,680

### (2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日時点）

区分	医師	看護職	医療技術職	事務職	労務職	全体
平均給料月額(円)	524,625円	318,166円	316,882円	345,431円	327,500円	339,023円
平均給与月額(円)	1,051,986円	405,228円	379,811円	403,111円	336,700円	457,605円
平均年齢(歳)	46.6歳	40.1歳	39.5歳	45.5歳	59.0歳	41.1歳

※平均給与月額は、給料月額に手当として支給される分を加えたものの平均額です。

### (3) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日時点）

区分	初任給号給	月額	国
医師	1級32号給	380,100円	366,200円
助産師 保健師 看護師	大卒	2級17号給	255,400円
	短大3卒	2級13号給	249,400円
	短大2卒	2級9号給	240,600円
准看護師	准看護師養成所卒	1級9号給	207,700円
薬剤師 医療技術職	大学6卒	2級15号給	244,400円
	大卒	2級5号給	227,400円
	短大3卒	1級21号給	220,500円
事務労務職	大卒	1級25号給	220,000円
	短大卒	1級15号給	204,400円
	高卒	1級5号給	188,000円

## (4) 級別職員数（令和7年4月1日時点）

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
医師	職員数	8人	10人	22人	16人	5人				61人
	構成比	13.1%	16.4%	36.1%	26.2%	8.2%				100.0%
看護職	職員数	0人	98人	204人	77人	5人	2人			386人
	構成比	0.0%	25.4%	52.8%	19.9%	1.3%	0.5%			100.0%
医療技術職	職員数	0人	23人	46人	67人	21人	5人	2人		164人
	構成比	0.0%	14.0%	28.0%	40.9%	12.8%	3.0%	1.2%		100.0%
事務職	職員数	1人	3人	25人	18人	5人	6人	0人	0人	58人
	構成比	1.7%	5.2%	43.1%	31.0%	8.6%	10.3%	0.0%	0.0%	100.0%
労務職	職員数	0人	0人	1人	0人	0人				1人
	構成比	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%				100.0%

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100にならない場合があります。

## (5) 主な職員手当の状況（令和7年4月1日時点）

## ア 期末勤勉手当

	6月期	12月期	合計
期末手当	1.250月分	1.250月分	2.500月分
勤勉手当	1.050月分	1.050月分	2.100月分
合計	2.300月分	2.300月分	4.600月分

※職制上の段階、職務の級等による加算措置 有

## イ その他の手当

手当名称	支給職員割合	内容
管理職手当	21.0%	管理又は監督の地位にある職員に支給する。
初任給調整手当	8.8%	医療職給料表（一）の適用を受ける職員に支給する。
扶養手当	35.8%	扶養親族のある職員に支給する。 子供11,500円（満16歳～満22歳までの子 5,000円加算）、 配偶者3,000円（部長職以上除く）、その他6,500円
住居手当	19.2%	自ら居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給する。
通勤手当	81.0%	通勤距離に応じて支給する。 自動車等の場合 2,000～31,600円
特殊勤務手当	94.1%	研究手当、職務手当、管理職員特別勤務手当、放射線取扱手当、衛生検査物取扱手当、夜間看護手当、危険作業手当、感染症病棟勤務手当、救急勤務手当、臨床研修指導医手当、実習指導手当、公衆衛生活動手当、産業医手当、看護処遇改善手当、ベースアップ評価料手当
時間外勤務手当	56.4%	正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた職員に支給する。
夜間勤務手当	40.2%	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給する。
宿日直手当	18.9%	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。

#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

##### (1) 職員の勤務時間

始業時間	終業時間	休憩時間	1日の勤務時間	週の勤務時間	週休日
8時30分	17時15分	12時～13時	7時間45分	38時間45分	土曜・日曜

※勤務場所によって夜勤等交代制勤務があります。

##### (2) 休暇の種類

休暇の種類	内容
年次有給休暇	職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的とする休暇で、日数は年度単位で20日間付与し、1日又は1時間を単位としています。
病気休暇	負傷又は疾病のために現実に労働力の提供ができず、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、医師の証明書等に基づいて必要と認められる期間、その治療に専念させることを目的とする休暇です。
特別休暇	公民権の行使、証人等としての裁判所等出頭、骨髄液提供、災害ボランティア、結婚、出産、育児時間、配偶者の出産、育児参加、子の看護等、親族の死亡、夏季休暇、不妊治療、その他特別の事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合に勤務義務を免除される休暇です。
介護休暇	職員が病気や老齢により日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母又は子等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇です。

#### 5 職員の休業に関する状況（令和6年度）

区分	育児		自己啓発		合計
	育児休業	育児部分休業	自己啓発休業	修学部分休業	
医師	3人	3人	0人	0人	6人
看護職	30人	49人	1人	0人	80人
医療技術職	18人	27人	0人	0人	45人
事務職	0人	1人	0人	0人	1人
労務職	0人	0人	0人	0人	0人
合計	51人	80人	1人	0人	132人

#### 6 職員の分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分の状況（令和6年度）

免職	休職	降任	降給	合計
0人	1人	0人	0人	1人

※分限処分とは、職員がその職務を十分に果たせないことなどを理由に、その職員の意志に反して身分上の不利益な処分を行うことをいいます。

##### (2) 懲戒処分の状況（令和6年度）

免職	停職	減給	戒告	合計
0人	1人	0人	0人	1人

※懲戒処分とは、職員が職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行を行った場合に科せられる制裁としての処分です。

## 7 職員のサービスの状況

### (1) サービス規律の概要

職員は、地方公務員法の規定に基づき、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。具体的には、「法令及び上司の命令に従う義務」、「信用失墜行為の禁止」、「秘密を守る義務」、「職務に専念する義務」、「争議行為の禁止」、「営利企業等の従事制限」があります。

### (2) 職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況（令和6年度）

職員は、その勤務時間中において、勤務に専念する義務があります。ただし、法律又は条例に特別の定めがある場合は、限定的にその免除が認められており、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合、その他企業長が定める場合などに認められます。

内容	人数	摘要
人間ドック等の受診	460人	歯科健康診査含む
その他	0人	研修参加等
合計	460人	

### (3) 営利企業等の従事許可

職員は、職務専念義務を負うことから、営利企業等に従事する場合には、企業長の許可を得る必要があります。許可は、公益上必要があると認める場合並びに営利企業等との間に特別の利害関係が生じるおそれがなく、かつ、営利企業等に従事しても職務遂行に支障がないと認める場合に限定されています。

## 8 職員の退職管理の状況

営利企業等に再就職をした元職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約等事務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に働きかけることなどを禁止しています。

また、退職時に課長級以上の職員であった元職員が、離職後2年間、営利企業等に再就職した場合は、離職した際の任命権者に再就職情報を届け出るよう義務付けています。

## 9 職員の研修の状況

### (1) 院内研修

研修名	備考
医療安全管理研修会	全職員対象 年3回実施
院内感染対策研修会	全職員対象 年2回実施
診療報酬研修会	全職員対象 年2回実施
接遇研修会	全職員対象
新入職員研修	新入職員対象
ハラスメント研修会	全職員対象
個人情報保護研修会	全職員対象
人事考課者研修	人事考課者対象
情報セキュリティ研修	全職員対象 年2回実施

※上記の他にも職種別の研修を多数実施しています。

(2) 院外研修

学会・研修会の参加状況 延べ 1,041 人参加

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断等の状況

区分	人数	摘要
定期健康診断受診者	175人	採用時健診17人は含まず
人間ドック受診者	468人	
ストレスチェック受検者	677人	正職員以外も含む

(2) 衛生に関する事項

病院ごとに衛生管理者と産業医を選任し、衛生委員会を設置しています。  
職員の心身両面における健康障害の防止に努めています。

(3) 公務災害認定状況

職員が公務中に負傷した場合や公務が原因で病気になった場合は、一般的に公務災害として取り扱われ、「地方公務員災害補償法」が適用されます。

令和6年度認定件数 6 件

(4) 職員厚生

ア 職員共済会

職員の相互共済及び福利厚生制度の適切な運営を図り、公務能率の向上を目的として富岡地域医療企業団職員共済会を設置しています。

イ 共済組合制度

地方公務員の共済組合制度は、社会保障制度の一環として、相互共済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として設けられています。

本企業団の共済組合制度は、地方公務員等共済組合法により群馬県市町村職員共済組合が制度を運用・実施しています。

以上